

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 坂町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額 C	標準財政規模 A+B+C
2,720	406	163	3,289

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	4,629	4,521	108	89	56	4,358	
一般会計等	4,629	4,521	108	89		4,358	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	実質収支	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
下水道事業特別会計	1,092	1,087	5	1	593	5,565	2,894	
国民健康保険事業特別会計	1,616	1,530	85	85	144	-	-	
老人保健事業特別会計	225	201	24	24	13	-	-	
介護保険事業特別会計	1,036	1,014	21	21	138	-	-	
後期高齢者医療特別会計	132	131	1	1	22	-	-	
公営企業会計等 計				133		5,565	2,894	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(Δ～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
安芸地区衛生施設管理組合	1,819	1,753	66	66	-	2,418	252	
広島県市町総合事務組合	8,372	8,372	0	0	179	-	-	
広島県海田高等学校財産管理組合	0	-	0	0	-	-	-	
後期高齢者医療広域連合(一般会計)	1,154	1,014	140	140	-	-	-	
後期高齢者医療広域連合(特別会計)	272,816	270,936	1,879	1,879	1,015	-	-	
一部事務組合等 計				2,085		2,418	252	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補填に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
坂町土地開発公社	0	5	5	0	0	0	0	0	
地方公社・第三セクター等 計			5	0	0	0	0	0	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,588	1,626	39
減債基金	47	47	0
その他充当可能基金	904	977	73
充当可能基金 計	2,539	2,650	111

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	2.31	2.69	0.38	Δ 15.00	Δ 20.00	下水道事業特別会計	-	-	
連結実質赤字比率	7.38	6.75	Δ 0.63	Δ 20.00	Δ 40.00				
実質公債費比率	11.6	9.5	Δ 2.1	25.0	35.0				
将来負担比率	-	-	-	350.0					
財政力指数	0.88	0.86	Δ 0.02						
経常収支比率	85.4	83.2	Δ 2.2						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(Δ～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 Δ20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。